

## 男鹿市社会福祉法の施行に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の施行について、社会福祉法施行令（昭和23年政令第185号）及び社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設立認可の申請)

第2条 省令第2条第1項に規定する申請は、社会福祉法人設立認可申請書（様式第1）によるものとする。

2 市長は、前項に規定する設立認可の申請を受理したときは、当該申請者に関して、法、その他の関係法令及び社会福祉法人の認可についてなどの認可等に関する基準に係る適格性を審査し、適当と認めるときは、社会福祉法人設立認可決定通知書（様式第1-1）により通知するものとする。

(定款変更の認可の申請と決定)

第3条 省令第3条第1項に規定する申請は、社会福祉法人定款変更認可申請書（様式第2）によるものとする。

2 市長は、前項に規定する定款変更認可の申請を受理したときは、前条第2項の規定に準ずる審査を行い、適当と認めるときは、社会福祉法人定款変更認可決定通知書（様式第2-1）により通知するものとする。

(定款変更の届け出)

第4条 省令第4条第2項の規定において読み替えて準用する省令第3条第1項の規定による届出は、社会福祉法人定款変更届出（様式第3）により行うものとする。

2 定款を変更しようとする法人のうち、その基本財産を処分しようとするときは、社会福祉法人基本財産処分承認申請書（様式第4）を、基本財産を担保に供しようとするときは、社会福祉法人基本財産担保提供承認申請書（様式第5）をあらかじめ市長に提出し、承認を得なければならない。

3 市長は、前項に規定する申請を受理したときは、第2条第2項の規定に準ずる審査を行い、適当と認めるときは、社会福祉法人基本財産処分承認通知書（様式第5-1）又は社会福祉法人基本財産担保提供承認通知書（様式第5-2）により通知するものとする。

(解散の認可又は認定の申請)

第5条 省令第5条第1項に規定する申請は、社会福祉法人解散（認可・認定）申請書（様式第6）によるものとする。

2 市長は、前項に規定する解散の認可又は認定の申請を受理したときは、第2条第2項の規定に準ずる審査を行い、適当と認めるときは、社会福祉法人解散（認可・認定）

決定通知書（様式 6-1）により通知するものとする。

- 3 解散の認可又は認定を受けた法人は、解散の登記及び清算人の就任の登記をしたときは、社会福祉法人解散登記等完了届（様式 6-2）にこれらの登記後の登記事項証明書を添えて、遅滞なく市長に届け出なければならない。
- 4 法第 47 条の 5 の規定による清算終了の届出は、社会福祉法人清算終了届（様式 6-3）により行うものとする。

（解散等の届出）

第 6 条 法第 46 条第 3 項の規定による届出は、社会福祉法人解散届（様式第 7）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 定款に定める手続きを経たことを証する書類
- (2) 財産目録及び貸借対照表
- (3) 残余財産及びその処分方法に関する書類
- (4) 処分すべき財産の種類及び価格を証する書類
- (5) 負債関係及び負債処理の方法に関する書類
- (6) その他市長が必要と認める書類

- 2 前条第 3 項の規定は、前項の規定による届出をした清算人が解散の登記及び清算人の就任の登記をした場合に準用する。

（合併の認可の申請）

第 7 条 省令第 6 条第 1 項の規定による申請は、社会福祉法人合併認可申請書（吸収合併用）（様式第 8（1））又は社会福祉法人合併認可申請書（新設合併用）（様式第 8（2））によるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による合併認可の申請を受理したときは、第 2 条第 2 項の規定に準ずる審査を行い、適当と認めるときは、社会福祉法人合併認可決定通知書（吸収合併用）（様式第 9（1））又は社会福祉法人合併認可決定通知書（新設合併用）（様式第 9（2））により通知する。

（届出）

第 8 条 省令第 2 条の 41 第 1 号から第 13 号まで及び第 16 号に掲げる事項については、省令第 9 条第 3 号の情報処理システムに記録する方法で届け出るものとし、同システムに登録できないその他の書類については、省令第 9 条第 1 号及び第 2 号に定める方法により提出するものとする。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。